

警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（例規）

〔最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長宛〕

警察官等に対する支給品及び貸与品の取扱いについては、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号）及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則（昭和29年京都府公安委員会規則第6号）に定められているところであるが、事務取扱いの能率的運営と物品会計の適正な処理を図るため、次のとおり個々の事務取扱い手続を定め、別に定めるもののほか、昭和36年2月1日からこの通達により実施することとしたから、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

記

1 給貸与品原票

警察官に対する支給品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の取扱いは、すべて給貸与品原票（別記様式第1）により整理するものとし、その要領については、別に定めるところによるものとする。

2 給貸与品の支給等

(1) 支給品及び代料渡品

支給品及び代料渡品は、次により支給する。

ア 新任者に対しては、本人に装備課長から支給する。この場合、装備課長は、原票1通を所属長に送付するものとする。

イ 定期支給の場合は、その勤務する所属長に対し、装備課長が送付書を添付して一括送付する。

ウ 送付を受けた所属長は、当該職員に現品を支給し、原票に所定事項を記載の上、給貸与品受領書（別記様式第2）を装備課長に提出するものとする。

エ 現に支給を受けている支給品の号数を変更しようとするときは、支給品号数変更申請書（別記様式第3）を装備課長に提出して交換するとともに、原票を訂正するものとする。

(2) 貸与品

ア 警察手帳

(ア) 所属長は、所属の警察官が新任、昇任、改姓等により警察手帳の貸与又は書換えを必要とするときは、青色の背景で、冬服又は合服、制服用ワイシャツ又は白ワイシャツ及びネクタイを着用し、階級章を着装した該当する警察官の脱帽上半身をデジタル方式のカメラで撮影し、その記録媒体を添えて、警察手帳貸与（書換）申請書（別記様式第4）により装備課長を経由して申請するものとする。

(イ) 装備課長は、警察手帳交付書（別記様式第5）に現品を添えて所属長に送付し、所属長を経て本人に貸与し、当該所属長から警察手帳受領書（別記様式第5の2）を徴するものとする。

(ウ) 所属長は、警察手帳の書換えにより、前記2の(2)のアの(イ)の送付を受けた場合は、警察手帳受領書に旧証票を添えて装備課長に送付するものとする。

イ 識別章

(ア) 警察本部長、部長等（部長、次長、参事官、組織犯罪対策統括室長及び理事官をいう。以下同じ。）及び警察学校長並びに所属別の識別番号は、別表のとおりとする。

(イ) 所属長は、前記2の(2)のイの(ア)の規定により、所属の警察官に識別章の識別番号を割

- り振るとともに、識別章の番号標（以下「識別番号標」という。）を貸与するものとする。
- (ウ) 所属長は、所属の警察官が配置換えになったとき、又は退職、死亡、免職等によりその身分を失ったとき、若しくは休職を命じられたときは、識別番号標を返納させるものとする。
 - (エ) 所属長は、識別章番号簿（別記様式第5の3）を備え付け、識別番号標の貸与又は返納の都度、整理するものとする。

ウ 署長章及び副署長章

- (ア) 警察署長又は副署長（以下「署長等」という。）に対して、その職を示す記章として署長章又は副署長章（以下「署長章等」という。）を貸与するものとする。
- (イ) 署長等は、制服を着用する場合は、署長章等を着装しなければならない。
- (ウ) 署長等が人事異動等によりその職を離れる場合は、署長章等を後任者に引き継ぐものとする。

エ その他の貸与品

- (ア) 警察手帳及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則第7条に規定する特殊の被服又は装備品を除く貸与品は、すべて新任のとき装備課長から本人に貸与し、給貸与品受領書を徴するものとする。
- (イ) 警察手帳を除く貸与品が使用に耐えなくなつたときは、貸与品交換申請兼受領書（別記様式第6）により装備課長を経由して交換申請するものとする。

3 給貸与品の返納

退職、死亡、免職等の場合は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品（識別章の番号標及び署長章等を除く。）一切を所属長が取りまとめ、給貸与品返納書（別記様式第7）及び警察手帳返納書（別記様式第8）を現品に添えて装備課長を経由して速やかに返納するものとする。

4 異動の場合の取扱い

警察官の配置換えがあつた場合は、その者の給貸与品（識別章の番号標及び署長章等を除く。）一切を新所属へ携行させるものとする。

5 亡失又はき損の場合の取扱い

警察官が給貸与を受け、自己の管理下にある給貸与品を亡失し、又はき損したときは、直ちに所属長に報告し、所属長は、給貸与品損傷（亡失）事故報告書（別記様式第9）を作成し、資料を添えて装備課長を経由して報告しなければならない。

再給貸与その他の処理については、前項の報告に基づき決定する。

6 使用期間満了後の支給品の取扱い

警察官に支給された制帽、活動帽、制服上衣（女性の警察官のベストを含む。）、活動服、制服用ワイシャツ及び防寒服（以下「制服等」という。）の使用期間が満了した場合における制服等及びその他の被服の取扱いについては、次に定めるところにより、その適正な管理を徹底するものとする。

(1) 予備用としての制服等の保有等

- ア 警察官は、新たに制服等の支給を受けたときは、その支給前における制服等で、使用可能なもの1着（個）のみを予備用として保有するものとする。ただし、地域警察官及び交通警察に従事する制服勤務の警察官は、使用可能なもの2着（個）を予備用として保有するものとする。

なお、夏服上衣及び制服用ワイシャツについては、予備用としての保有の対象から除くこととするが、適正な管理を徹底するものとする。

- イ 警察官は、支給された制服等が前記アに定める予備用を超えるものについての一括焼却・廃棄の処分を、当該所属長（庶務（警務）係）を経由して装備課長（被服係）に依頼するものとする。

する。

ウ 警察官が退職、死亡等によりその身分を失い、又は休職を命じられることとなつた場合は、当該警察官が保有する制服等の全部を当該所属長（庶務（警務）係）を経由して装備課長（被服係）に提出するものとする。

(2) 回収した制服等の処理

ア 前記（1）により制服等を回収した所属長は、その都度、制服等の回収・送付等記録表（別記様式第10）に必要事項を記載してその経過を明らかにするとともに、別に定めるところにより、制服等品目ごとに、明らかに使用できるもの又は廃棄するものとの仕分けを行つた後、制服等の回収・送付記録表1部及び制服等回収品送付書（別記様式第11）に制服等を添えて、装備課長に送付するものとする。

イ 装備課長は、送付を受けた制服等については、次の事項に留意して、一括焼却・廃棄するものとする。

(ア) 記章、エンブレム、ボタン、そで章、片布（制服の裏側に縫い付けた所轄庁、品目等を記載した白布をいう。）等を取り外し、警察官の制服等であることが判明しないよう措置を講じること。

(イ) 取り外した記章、エンブレム、ボタン、そで章、片布等については、原形をとどめないよう必要な措置を講じること。

(ウ) 焼却・廃棄に当たっては、装備課課長補佐（被服担当）を立ち会わせて、確実にこれを行うこと。

(3) 回収しない使用期間満了後の被服の取扱い

警察官は、使用期間を満了した制服用ズボン（冬・合・夏用）（女性の警察官のスカートを含む。）、雨衣、ネクタイ及びベルトについては、譲渡、売却してはならない。また、使用に耐えず、廃棄する場合には、悪用を完全に防止し得るよう必要な措置を講じるものとする。

(4) 制服等の回収免除

ア 所属長は、前記6の（1）のウの規定にかかわらず、公務上死亡した警察官の遺族等から、制服等の全部又は一部について回収免除の申出があつた場合には、制服等回収免除承認申請書（別記様式第12）により、警察本部長の承認（装備課長経由）を受けなければならない。

イ 装備課長は、前記アによる承認があつた場合は、認識票（別図）を申請所属長に送付するとともに、制服等回収免除承認簿（別記様式第13）に必要事項を記載してその経過を明らかにしておかなければならない。

ウ 前記6の（4）のイにより認識票の送付を受けた所属長は、認識票を所定の部分に表示することを条件として、警察官の遺族等に対し回収免除の決定があつたことを通知するものとする。

7 通達の廃止

昭和33年6月14日付3京警務第744号「給貸与品原簿の改正について」（例規）は、これを廃止する。

別表

警察本部長、部長等及び警察学校長並びに所属別の識別番号

区 分		識別番号	区 分	識別番号
警察本部長		PP001	川 端警察署	KB001～KB999
総務部	部 長 等	PS001～PS099	上 京警察署	KM001～KM999
	公安委員会補佐室	PS101～PS199	東 山警察署	HY001～HY999
	総 務 課	PS201～PS299	中 京警察署	NA001～NA999
	情報管理課	PS301～PS399	下 京警察署	SI001～SI999
	広報応接課	PS401～PS499	下 鴨警察署	SG001～SG999
	会 計 課	PS501～PS599	伏 見警察署	FM001～FM999
	装 備 課	PS601～PS699	山 科警察署	YS001～YS999
	留置管理課	PS701～PS799	右 京警察署	UK001～UK999
警務部	部 長 等	PM001～PM099	南 警察署	MN001～MN999
	警 務 課	PM101～PM199	北 警察署	KI001～KI999
	厚生課	PM201～PM299	西 京警察署	NK001～NK999
	教 養 課	PM301～PM399	向日町警察署	MM001～MM999
	監 察 官 室	PM401～PM499	宇 治警察署	UJ001～UJ999
生活安全部	部 長 等	PA001～PA099	城 陽警察署	JY001～JY999
	生活安全企画課	PA101～PA199	八 幡警察署	YW001～YW999
	生活安全対策課	PA201～PA299	田 辺警察署	TN001～TN999
	少 年 課	PA301～PA399	木 津警察署	KZ001～KZ999
	生活経済課	PA401～PA499	亀 岡警察署	KO001～KO999
	サイバー犯罪対策課	PA501～PA599	南 丹警察署	NT001～NT999
地域部	部 長 等	PC001～PC099	綾 部警察署	AB001～AB999
	地 域 課	PC101～PC199	福知山警察署	FY001～FY999
	通信指令課	PC201～PC299	舞 鶴警察署	MR001～MR999
	機動警ら課	PC301～PC399	宮 津警察署	MZ001～MZ999
	鉄道警察隊	PC401～PC499	京丹後警察署	KT001～KT999
刑事部	部 長 等	PJ001～PJ099		
	刑事企画課	PJ101～PJ199		
	捜査第一課	PJ201～PJ299		
	捜査第二課	PJ301～PJ399		
	捜査第三課	PJ401～PJ499		
	鑑 識 課	PJ501～PJ599		
	組織犯罪対策第一課	PJ601～PJ699		
	組織犯罪対策第二課	PJ701～PJ799		
	組織犯罪対策第三課	PJ801～PJ899		
	科学捜査研究所	PJ901～PJ910		
機動捜査隊	PJ911～PJ999			
交 通	部 長 等	PK001～PK099		
	交通企画課	PK101～PK199		
	交通規制課	PK201～PK299		
	交通指導課	PK301～PK399		

通 部	交通捜査課	PK401~PK499
	運転免許試験課	PK501~PK699
	交通機動隊	PK701~PK899
	高速道路交通警察隊	PK901~PK999
警 備 部	部長等	PB001~PB099
	警備第一課	PB101~PB199
	警備第二課	PB201~PB299
	公安課	PB301~PB399
	警衛警護課	PB401~PB499
	外事課	PB501~PB599
	機動隊	PB601~PB799
京 都 市 警 察 部	部長	CK001
	企画課	CK101~CK199
学 校	警察学校長	PG001
	警察学校	PG101~PG999

別記

様式第1

(表)

給貸与品原票	階 級 (任命) 昇 任 年月日	警 視 (. . .)			ふり がな 氏名				頭 文 字
		警 部 (. . .)							
		警 部 補 (. . .)							
		巡 査 部 長 (. . .)							
		巡 査 長 (. . .)							
		巡 査 (. . .)							
品 目	号 数			支 給 年 月 日					
冬 帽 子				
合 帽 子				
夏 帽 子				
冬 活 動 帽 子				
合 活 動 帽 子				
夏 活 動 帽 子				
冬 服	上				
	下				
					
合 服	上				
	下				
					
夏 服	上衣・長				
	〃・半				
	ベスト				
	ズボン				
	スカート				
冬ワイシャツ					
合ワイシャツ					
冬ズボン					
合ズボン					
合キュロット					
冬ネクタイ					
合ネクタイ					
冬活動服					
合活動服					
防寒服					
雨 衣	上				
	下				

(裏)

所 属	課 署 等 名	配 置 年 月 日	私 服 療 休 養 職 期 間	療養、休職は期間とその区別を朱書すること	
				自 . . .	自 . . .
				至 . . .	至 . . .
				自 . . .	自 . . .
				至 . . .	至 . . .
				自 . . .	自 . . .
				至 . . .	至 . . .
				自 . . .	自 . . .
				至 . . .	至 . . .
				自 . . .	自 . . .
				至 . . .	至 . . .
	貸 与 品				被 服 代 料 渡 品
品 目	貸 与 年 月 日	品 目	貸 与 年 月 日	品 目	号 数
階 級 章	. .	無線機用調整具	. .	手袋 (白)	
識 別 章	. .	略 帽	. .	手袋 (革)	
警 察 手 帳	. .	けん銃手入れ具	. .	長 靴	
	番号 -----	帽子雨覆い		短 靴	
手 錠	. .	交通腕章	. .	出 動 靴	
	番号 -----	肩掛かばん		靴 下	
警 笛	. .	夜行チョッキ	. .		
警 棒	. .	乗車用ヘルメット	. .		
帯 革	. .	乗車用手袋	. .		
手 錠 入 れ	. .	防寒用手袋	. .		
警笛つりひも	. .	防 寒 靴	. .		
警棒つり	. .	雨 帽 子	. .		
けん銃入れ	. .	雨ズボン	. .		
けん銃つりひも	. .	襟 章	. .		
けん銃用調整具	. .				

様式第2

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

給 貸 与 品 受 領 書

下記のとおり受領しました。

記

1 受領者

係名

階級

氏名

2 受領した給貸与品

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数	量	備 考	品 目	数	量	備 考
冬 帽 子		個		階 級 章		個	
合 帽 子		個		識 別 章		個	
夏 帽 子		個		手 錠		個	
冬 活 動 帽 子		個		警 笛		個	
合 活 動 帽 子		個		警 棒		本	
夏 活 動 帽 子		個		帯 革		本	
冬 服		着		手 錠 入 れ		個	
合 服		着		警 笛 つ り ひ も		本	
冬 ワ イ シ ャ ッ		着		警 棒 つ り		個	
合 ワ イ シ ャ ッ		着		け ん 銃 入 れ		個	
夏 服	上 衣 (長 袖)		着	け ん 銃 つ り ひ も		本	
	上 衣 (半 袖)		着	け ん 銃 用 調 整 具		個	
	ズ ボ ン		着	無 線 機 用 調 整 具		個	
ス カ ー ト		着	略 帽		個		
冬 活 動 服		着		帽 子 雨 覆 い		個	
合 活 動 服		着		交 通 腕 章		個	
冬 ベ ス ト		着		肩 掛 け か ば ん		個	
合 ベ ス ト		着		夜 光 チ ョ ッ キ		着	
夏 ベ ス ト		着		乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト		個	
冬 ズ ボ ン		着		雨 帽 子		個	
合 ズ ボ ン		着		雨 ズ ボ ン		着	
合 キ ュ ロ ッ ト ス カ ー ト		着		襟 章		個	
冬 ネ ク タ イ		本					
合 ネ ク タ イ		本					
冬 活 動 ネ ク タ イ		本					
合 活 動 ネ ク タ イ		本					
ベ ル ト		本					
ベ ル ト (夏 用)		本					
防 寒 服		着					
雨 衣		着					

注 被支給者が多数のときは、様式第2の2をもって代えることができる。

様式第3

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

支給品の号数変更申請書

下記のとおり支給品の号数を変更されたく申請する。

記

被貸与者階級、 氏 名			
品 目		旧号数	
		新号数	
号数変更の理由			
備 考			

様式第4

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日
長

警察手帳貸与（書換）申請書

下記のとおり警察手帳を貸与（書換え）されたく、申請する。

記

※貸与（書換え）品目			貸与（書換え） の理由	被貸与者階級、 氏名	貸与年月日	証票番号	備考
本体	記章	証票					

注1 貸与（書換え）する該当欄に○印を記入すること。

2 改姓の場合は、備考欄に旧姓を記入すること。

識 別 章 番 号 簿

所属名

識別番号	被 貸 与 者		被 貸 与 者		被 貸 与 者		被 貸 与 者	
	階級		階級		階級		階級	
氏名		氏名		氏名		氏名		
貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	
返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	
〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	
〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	
	階級		階級		階級		階級	
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日
	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日

様式第7

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日
長

給 貸 与 品 返 納 書

1 返納者氏名・返納事由等

階級	氏 名	返納の事由及び発生年月日	階級	氏 名	返納の事由及び発生年月日

2 返納品内訳

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数	量	備 考	品 目	数	量	備 考
冬 帽 子		個		階 級 章		個	
合 帽 子		個		識 別 章		個	
夏 帽 子		個		手 錠		個	
冬 活 動 帽 子		個		警 笛		個	
合 活 動 帽 子		個		警 棒		本	
夏 活 動 帽 子		個		帯 革		本	
冬 服		着		手 錠 入 れ		個	
合 服		着		警 笛 つ り ひ も		本	
冬 ワ イ シ ャ ッ		着		警 棒 つ り		個	
合 ワ イ シ ャ ッ		着		け ん 銃 入 れ		個	
夏 服	上 衣 (長 袖)		着	け ん 銃 つ り ひ も		本	
	上 衣 (半 袖)		着	け ん 銃 用 調 整 具		個	
	ズ ボ ン		着	無 線 機 用 調 整 具		個	
	ス カ ー ト		着	略 帽		個	
冬 活 動 服		着	帽 子 雨 覆 い		個		
合 活 動 服		着	交 通 腕 章		個		
冬 ベ ス ト		着	肩 掛 け か ば ん		個		
合 ベ ス ト		着	夜 光 チ ョ ッ キ		着		
夏 ベ ス ト		着	乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト		個		
冬 ズ ボ ン		着	雨 帽 子		個		
合 ズ ボ ン		着	雨 ズ ボ ン		着		
合 キ ュ ロ ッ ト ス カ ー ト		着	襟 章		個		
冬 ネ ク タ イ		本	ベ ル ト		本		
合 ネ ク タ イ		本	ベ ル ト (夏 用)		本		
冬 活 動 ネ ク タ イ		本	防 寒 服		着		
合 活 動 ネ ク タ イ		本	雨 衣		着		

注1 返納者が2人以上ある場合は、数量欄にその合計数を記入すること。

2 返納品目中未返納品がある場合は、備考欄に数量、氏名を記入し、理由書を添付すること。

様式第 8

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

警 察 手 帳 返 納 書

下記のとおり警察手帳を返納する。

記

本 体	記章	証票	証票番号	階 級	氏 名	返納の事由及 び発生年月日

様式第9

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

給貸与品損傷(亡失)事故報告書

みだしのことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所属、係、階級(職名)及び氏名
- 2 給貸与品の名称、号数及び給貸与年月日
- 3 事故発生年月日時及び場所
- 4 事故発生の原因及び内容の詳細
- 5 事故後の措置
- 6 損失補償に対する所属長の意見

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

制服等回収品送付書

品 目	員 数	
	再 使 用 品	廃 棄 品
冬 帽 子	個	個
合 帽 子	個	個
夏 帽 子	個	個
冬 活 動 帽 子	個	個
合 活 動 帽 子	個	個
夏 活 動 帽 子	個	個
冬 上 衣 (ベストを含む)	着	着
合 服 上 衣 (ベストを含む)	着	着
冬 活 動 服	着	着
合 活 動 服	着	着
防 寒 服	着	着

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

制服等回収免除承認申請書

所 属	階 級	氏 名	年 齢

回収免除の理由	公務上死亡 その他 ()
申請品目	冬 帽 子 合 帽 子 夏 帽 子 冬 活 動 帽 子 合 活 動 帽 子 夏 活 動 帽 子 冬 服 上 衣 合 服 上 衣 冬 活 動 服 (ベストを含む。) (ベストを含む。) 合 活 動 服 防 寒 服
所属長意見	

注 1 該当する語句を○で囲むこと。

2 「その他」を○で囲んだ場合は、括弧内にその理由を略記し、具体的な理由等を記載した書面を添付すること。

